

**【制度概要】 駒ヶ根市観光高付加価値創造事業補助金について**

- 1 事業概要 

コロナ後の観光は、今までの団体旅行から個人旅行へ、物見遊山的な観光からゆったりとした安心・安全な場所での滞在や自然環境を活かした体験型観光などへと、観光客のニーズが大きく変わっていくことが予想されます。このような状況において、魅力的な滞在コンテンツといった高付加価値のサービスを提供することで、1人当たりの宿泊日数を伸ばしたり、単価を上げたりすることが必要になります。本事業は、観光資源における高付加価値を創り出すための取組みに対して支援を行うものです。
- 2 実施時期 令和5年9月1日（金） ～ 令和6年3月29日（金）
- 3 対象者 市内において、観光客の満足度向上及び誘客促進のための観光資源における新たな高付加価値を創り出す取組みを行う下記の事業者等
  - ①宿泊施設事業者
    - ・市内で宿泊施設を経営する事業者（市外の事業者を含む）
    - ※指定管理者が管理する施設、キャンプ場等は対象外
  - ②土産物事業者
    - ・市内の小売店のうち、専ら観光客等に対して地場産品等の土産物販売を店舗の売場の面積のおおむね2分の1以上をもって行う事業者又は市内で土産物を製造する事業者
  - ③観光施設事業者
    - ・専ら観光客等の遊戯、鑑賞、運動、体験等のための施設を市内で営業する事業者
  - ④地域資源を活用して観光振興に取り組む団体
    - ・市内において、市の観光資源、地場産品等を活用して、販売又は集客事業を行う団体

※補助金の交付を受けた後においても事業を継続する意思があること。  
※補助金の交付をする日において事業に必要な許認可等を取得していること。  
※ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができません。

  - (1) 市税等に未納がある者
  - (2) 暴力団員（駒ヶ根市暴力団排除条例（平成24年条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が意思決定に関与している法人
  - (4) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 4 対象事業 

【共通事項】 令和6年3月29日までに事業が完了すること。

  - ①宿泊施設における施設改修又は改築事業
    - 市内の宿泊施設において、他の施設や地域との差別化を図り、施設の魅力を上げるために必要な設備の導入や施設の改修に要する経費を対象とする。

- 【具体例】・客室への露天風呂の設置工事
- ・客室へのユニットバス又はトイレの設置工事
  - ・宿泊施設のバリアフリー化工事
  - ・宿泊施設の外壁の塗装工事
  - ・宿泊施設に設置してある看板の更新工事
  - ・宿泊施設における Wi-Fi 環境整備に必要な機器の購入
  - ・Wi-Fi 環境整備に係る回線設置又は屋内外の配線工事
  - ・キャッシュレス決済の導入に必要な機器の購入
  - ・多言語翻訳機器の購入
  - ・宿泊施設内における多言語表記による案内版の作製及び設置工事
  - ・宿泊施設内におけるワーケーションの導入に必要な機器の購入費又は設備工事
  - ・エアコンの新規設置工事（基準以上の製品の設置に限る。）
  - ・その他、宿泊施設の機能が向上すると認められるもので、審査委員会が認めたもの

②土産物又は観光アクティビティのブラッシュアップ若しくは新規開発事業

駒ヶ根の魅力を取り入れた土産物や観光アクティビティのブラッシュアップ、新規開発に要する経費を対象とする。

- 【具体例】・既存の土産物などに対して、新たに駒ヶ根の魅力を付加するのに必要な経費

- ・駒ヶ根の魅力が伝わる土産物などの新規開発に要する経費

③誘客のための情報発信事業

- 【具体例】・ホームページを新規に作成する、又は改修するのに要する経費

- ・その他観光に関する情報発信に要する経費

④観光に従事する人材育成又は人材確保事業

- 【具体例】・おもてなし向上のために開催する研修会等に要する経費

- ・観光に従事する人材の求人に要する経費

※国、県、市の補助事業等で補助対象事業となった事業も対象とします。ただし、国等の補助事業等で補助された金額を補助対象経費から除いた金額が、本補助事業の補助対象額となります。

※対象経費には、消費税は含みません。詳細は、別表第1をご覧ください。

5 事業費 2,600,000円

(内訳)

① 2,000,000円

※補助額は、対象経費の1/10の額とし、上限1,000千円とする。

②～④ 600,000円

※補助額は、対象経費の1/10の額とし、上限200千円とする。

7 交付決定 申請後、審査委員会により事業内容、事業効果を審査し、対象事業を決定します。

8 スケジュール

令和5年10月30日(月)	2次公募開始
11月24日(金)	受付締切
12月上旬～中旬	審査会の開催、対象事業の決定
12月下旬～	事業実施
令和6年3月	実績報告書の提出、補助金支払い

- 9 提出書類
- ①駒ヶ根市観光高付加価値創造事業補助金交付申請書（様式第1号）
  - ②事業計画書（様式第2号）
  - ③収支予算書兼経費内訳書（様式第3号）
  - ④誓約書（様式第4号）
  - ⑤別表第2の事業の種類に応じ、同表の交付申請にかかる添付書類の欄に掲げる書類

別表第1

対象事業		対象経費	補助率
種類	内容		
宿泊施設における施設改修又は改築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客室への露天風呂の設置工事</li> <li>・客室へのユニットバス又はトイレの設置工事</li> <li>・宿泊施設のバリアフリー化工事</li> <li>・宿泊施設の外壁の塗装工事</li> <li>・宿泊施設に設置してある看板の更新工事</li> <li>・宿泊施設における Wi-Fi 環境整備に必要な機器の購入</li> <li>・Wi-Fi 環境整備に係る回線設置又は屋内外の配線工事</li> <li>・キャッシュレス決済の導入に必要な機器の購入</li> <li>・多言語翻訳機器の購入</li> <li>・宿泊施設内における多言語表記による案内版の作製及び設置工事</li> <li>・宿泊施設内におけるワーケーションの導入に必要な機器の購入費又は設備工事</li> <li>・エアコンの新規設置工事(市長が別に定める基準を満たす製品に限る。)</li> <li>・その他、宿泊施設の機能が向上すると認められるもので、審査委員会が認めたもの</li> </ul>	宿泊施設の改修若しくは改築に必要な需用費、役務費、委託料、工事請負費又は備品購入費	補助対象経費の10分の1の額。ただし、100万円を限度とし、1,000円未満の端数は切捨てとする。
土産物又は観光アクティビティ(以下「土産物等」という。)のブラッシュアップ若しくは新規開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の土産物等のブラッシュアップに必要な経費</li> <li>・新規に土産物等を開発するのに要する経費</li> </ul>	土産物等のブラッシュアップ若しくは新規開発に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、備品購入費又は原材料費	補助対象経費の10分の1。ただし、20万円を限度とし、1,000円未満の端数は切捨てとする。
誘客のための情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規にホームページを作成する、又は既存のホームページを改修するのに</li> </ul>	情報発信に必要な需用費、役務費、委託料、備品	

発信事業	要する経費 ・その他観光に関する情報発信に要する経費	購入費又は広告宣伝費	
観光に従事する人材育成又は人材確保事業	・おもてなし向上のために開催する研修会等に要する経費 ・観光に従事する人材の求人に要する経費	人材育成若しくは人材確保に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料又は使用料	

※対象経費には、消費税は含まれません。

## 別表第2

事業の種類	交付申請に係る添付書類	実績報告に係る添付書類
宿泊施設における施設改修又は改築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の改修又は改築に係る図面</li> <li>・施工前の状態を撮影した写真</li> <li>・宿泊施設の改修又は改築に係る工事見積書</li> <li>・決算書（3期分）</li> <li>・許認可証の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の改修又は改築に係る工事契約書の写し</li> <li>・施工後の状態を撮影した写真</li> </ul>
土産物等のブラッシュアップ若しくは新規開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラッシュアップ又は新規開発に係る見積書</li> <li>・決算書（3期分）</li> <li>・定款、規約その他これらに類するもの（観光団体の場合に限る。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の写し</li> <li>・ブラッシュアップ又は新規開発した商品等の写真</li> </ul>
誘客のための情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信事業に係る見積書</li> <li>・決算書（3期分）</li> <li>・定款、規約その他これらに類するもの（観光団体の場合に限る。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の写し</li> <li>・成果物の写真</li> </ul>
観光に従事する人材育成又は人材確保事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成又は人材確保事業に係る見積書</li> <li>・決算書（3期分）</li> <li>・定款、規約その他これらに類するもの（観光団体の場合に限る。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の写し</li> <li>・研修会等の状況がわかる写真</li> </ul>